

混沌とした中から

個人情報について（4）

これまでが法律原文の内容となります。全体を見るように、この法律ではこれまであまり保護されてきたとはいえない個人情報というものに対して、保護していこうとするもので、取り扱う事業者、公共団体に対して義務を課しています。そのため、これまではごく普通に行ってきたことが困難となっている部分もあります。それは、例えば顧客情報の共有化であったり、情報の流通であったりします。個人情報は、個人を特定できる情報という定義となりますから、氏名だけではもちろん個人情報にはなりません。これに会社の役職であったり、住所、電話番号などまた、このごろであれば電子メールアドレスが付加されることによって個人情報となります。確かに、個人情報の当人側にたては、全く知らないところからの郵便、電話などがあった場合その入手先を追及できるわけですから、非常に重要な法律ということになりますが、利用する側からすれば、安易に個人情報を入手するということは、企業として問題となることが考えられます。その点で、個人情報は、外面的には個人の氏名、住所などの情報ですが、その中にはその情報を本人から入手した場合の条件などが含まれていることとなります。つまり、いろいろな形で必要とする個人情報を問い合わせるという行為自体は問題ないのですが、実際に情報を提供受ける場合には、当人にその旨を通知し承認を得る必要があるということになります。仕事で必要になって「どこそこの重役を知らないか」といった問い合わせを代理店間などで行った場合に、実際に紹介する場合には、その重役に対してどこそこの誰かに紹介する旨の連絡を事前しておく必要があるということになります。確かに面倒なことで、これまでは安易に行ってきたことではあるのですが、今後は「個人情報保護法」上は問題となりうる行為ということが出来ます。

この法律には罰則規定があります。その前に主務大臣は、利用目的の特定、取得に際しての目的の通知などを行わずに情報を入手した事業者に対して、その行為の中止及び違反を是正するための処置を行うための勧告及び命令を出すことができますが、それでも従わない場合には、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金に処することが出来ます。また、主務大臣は法律の規定の範囲内において個人情報の保護状況の報告を事業者に提出させることが出来るのですが、これに従わなかったり虚偽の報告を行った場合は30万円以下の罰金となっています。また、近頃のカーナビゲーションシステムには住宅の位置と氏名、電話番号の情報が含まれているものが多く、このような情報は個人情報そのものではあるのですが、法律検討の中で例外規定を設けて対象外としていたり、まだ不十分の部分が多いとも言われています。

しかし、個人情報は情報通信社会の発展に伴いその利用が著しく拡大しているのは確かです。これまでのように安易に取り扱われてきたということが問題であることも確かです。情報を入手する場合にその利用目的を通知するという事は、個人情報の本人の立場としては当然のことであり、また、見ず知らずの会社から突然の連絡を受けるということは困ることもでもあり、このような法律を遵守することは当たり前のことなのかもしれません。これまでの商取引上当たり前のことが規制されている部分もありますが、それは、これまでの慣習が問題であったのであって、きちんとしていかなければならないことです。日本の社会ではあまりなじまない（曖昧な部分の多い、玉虫色の好きな社会ですから）のかもしれないのですが、国際的には当たり前として対処していかなければならないものと考えられます。（連載終了）

(今週の情報誌から)

○日経パソコン 5月9日号

特集 パソコン健康診断

→長くパソコンを使っていれば出てくる症状、「なんだか遅くなった」、「エラーが出やすくなった」など。アプリケーションを入れたり出したり、アップデートしてみたり、いろいろなデータファイルを作ったり消したりなど、これまでは「ごみがたまってきた」といって済ませてきたが、健康診断を試してみようという特集。原因はいろいろある。デスクトップ上にアイコンをいっぱい並べたり、レジストリに問題があったりほか、放熱が十分でないためにCPUが遅くなったりすることもある。まずはチェック項目から調べて、無料のシステム診断ツールを利用する方法もある。